

# 定期指導監査について (児童処遇)



令和8年2月

札幌市子ども未来局保育推進課指導担当係 作成

# 令和7年度の定期指導監査で特に伝達した事項について

- 計画に関すること

※計画についてはそれぞれ作成上のポイントや「盛り込む項目」について紹介しておりますので参考にしてください。

- 健康診断に関すること

- 自己評価に関すること

- 事故報告に関すること

- 事故に関すること(事故防止及び事故発生時の対応マニュアル)

## その他の伝達事項

- 施設における虐待の防止及び発生時の対応等について

- こども誰でも通園制度の個別指導計画について【実施施設が対象】

## 計画に関すること①

全園共通(幼稚園型認定こども園、幼稚園を除く)

### 全体的な計画

園の全体像を包括的に示した園の基本構想

**長期指導計画** ...年間計画、期案、月案

**短期指導計画** ...週案、日案

#### 作成上のポイント

- 入園から修了までの発達の過程を見通し、ねらいと内容を組織する。
- 家庭生活との連続性や地域環境などの特性等を踏まえ、施設の実態に即した計画とする。
- 指針及び要領をもとに、0歳は3つの視点、1歳以上(幼保連携型認定こども園は満1歳以上)は5領域で作成する。

#### 作成上のポイント

- 全体的な計画との整合性や、長期、短期の系統性をもたせる。
- 長期指導計画と短期指導計画は少なくとも一つずつ作成する。(0~2歳児クラスも作成が必要)

#### 盛り込む内容

- 理念、目標、方針等
- 教育・保育に関する内容
- 子育て支援、保健、食育、研修等

#### 盛り込む内容

- 子どもの姿
- ねらい及び内容
- ねらいが達成されるような環境の構成、保育者の援助
- 反省評価(ねらいを踏まえた保育の振り返り)

## 計画に関すること②

全園共通(幼稚園型認定こども園、幼稚園を除く)

### 3歳未満児の個別指導計画

#### 作成上のポイント

- 月ごとの作成が基本

#### 盛り込む内容

- 子どもの姿
- ねらい及び内容
- ねらいが達成されるような環境の構成、保育者の援助
- 反省評価(ねらいを踏まえた保育の振り返り)

### 障がい児個別支援計画

※詳細は説明項目6「札幌市障がい・医療的ケア児保育事業について」にてご確認ください。

### 研修計画

#### 作成上のポイント

- 初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成する。
- 一人一人の研修計画や、保育所全体としての質の向上を見据えた研修計画を作成する。
- 研修の成果と課題に基づき次年度の計画に反映させる。

#### 盛り込む内容

- ねらい
- 研修の内容等
- 反省評価

## 計画に関すること③

保育所・保育所型認定こども園・地方裁量型認定こども園・地域型保育事業所

### 安全計画

#### 作成上のポイント

- 園児の安全確保を図るために必要な内容を記載する。
- 保護者へ伝えるべき内容や定期的な安全点検の実施など具体的に記載する。

#### 盛り込む内容

- ①施設・設備の安全点検
- ②マニュアルの策定・共有
- ③児童への安全指導
- ④保護者への説明・共有
- ⑤職員への安全計画の周知及び定期的な訓練や研修の実施
- ⑥定期的な安全計画の見直し及び変更

### 保健計画

#### 作成上のポイント

- 全体的な計画に基づいて作成する。
- 園児一人一人の健康の保持及び増進を図るために必要な内容を記載する。

#### 盛り込む内容

- ①保健活動
- ②保健指導
- ③職員研修
- ④家庭・関係機関との連携等
- ⑤反省評価

## 計画に関すること④

### 幼保連携型認定こども園

#### 学校安全計画

##### 作成上のポイント

- ・園児の安全確保を図るために必要な内容を記載する。

##### 盛り込む内容

- ①安全教育(生活安全、交通安全、災害安全等)
- ②安全管理(安全点検、環境整備等)
- ③組織活動(職員研修、保護者への啓発、地域との連携)

#### 学校保健計画

##### 作成上のポイント

- ・年間を見通した取組や管理の時期、領域「健康」と関連した園児への指導等を考えて作成する。
- ・園児一人一人の健康の保持及び増進を図るために必要な内容を記載する。

##### 盛り込む内容

- ①保健活動
- ②保健指導
- ③職員研修
- ④家庭・関係機関との連携等

## 健康診断に関すること

全園共通(幼稚園型認定こども園、幼稚園を除く)

- 入園した者に対し、入園時の健康状態の把握及び少なくとも1年に2回の定期健康診断を行うこと。

### (1) 毎年度2回の定期健康診断の実施

幼保連携型認定こども園については、1回目を6月30日までにを行う。

### (2) 入園時の健康診断(入園時健康診査)

入所日時点で満2歳未満の園児が対象(札幌市の所定の様式を両面使用する)

※原本保管が必要。

前の園で提出していた場合でも改めて受診をお願いする必要がある。

# 自己評価に関すること①

## 保育所・保育所型認定こども園 地方裁量型認定こども園・地域型保育事業所

- 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、**自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。**
- 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、**当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。**

### 保育内容等の評価の全体像

#### 保育士等による自己評価

- ・子どもの理解に基づく保育の計画や実践の振り返り（日々や週の振り返り、月・期・年単位の振り返り）
- ・職員相互の対話を通じた学び合い、子どもの姿や保育の捉え直し
- ・保護者との対話、情報共有
- ・目指す方向性の明確化と保育の改善・充実に向けた検討

↓  
専門性及び保育の質の向上のための課題の明確化  
↓  
保育所全体の保育の内容に関する認識

#### 保育所（組織）による自己評価

- ・保育士等の自己評価を踏まえた組織としての評価
- ・実情に即した観点や項目の設定
- ・全般的な評価と重点的な評価
- ・自己評価の実施体制の整備
- ・保護者や地域住民の意見の把握
- ・改善の目標や方策の検討と取組の成果の検証
- ・結果の取りまとめと公表

↓  
全職員による共通理解の下での保育の質向上の取組

#### 多様な視点を取り入れ活用する取組

- ・第三者評価の活用
- ・関係者（保護者等）の評価への関与
- ・公開保育の機会等の活用

↓  
より多角的な視点から捉えた現状や課題の把握  
↓  
ともによりよい保育に向け取り組む関係の形成

取組全体の充実と保育の質の向上

## 自己評価に関すること②

### 幼保連携型認定こども園

- 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園における**教育及び保育並びに子育て支援事業**（第25条において「教育及び保育等」という。）の**状況**その他の**運営の状況**について、**自ら評価を行い、その結果を公表する**ものとする。

自己評価に取り組むこと

自己評価を公表すること

評価項目の設定、達成度等の評価の適切さ  
成果・課題の捉え、次年度の方向性が明確であるか  
園が何を大事に運営しているのか  
園の思いが伝わる表し方を工夫して公表する

学校関係者評価の取組

関係者評価委員会の開催【構成メンバー例】地域の方、保護者、近隣学校長等

全体的な計画の実施状況を評価し、改善を図る

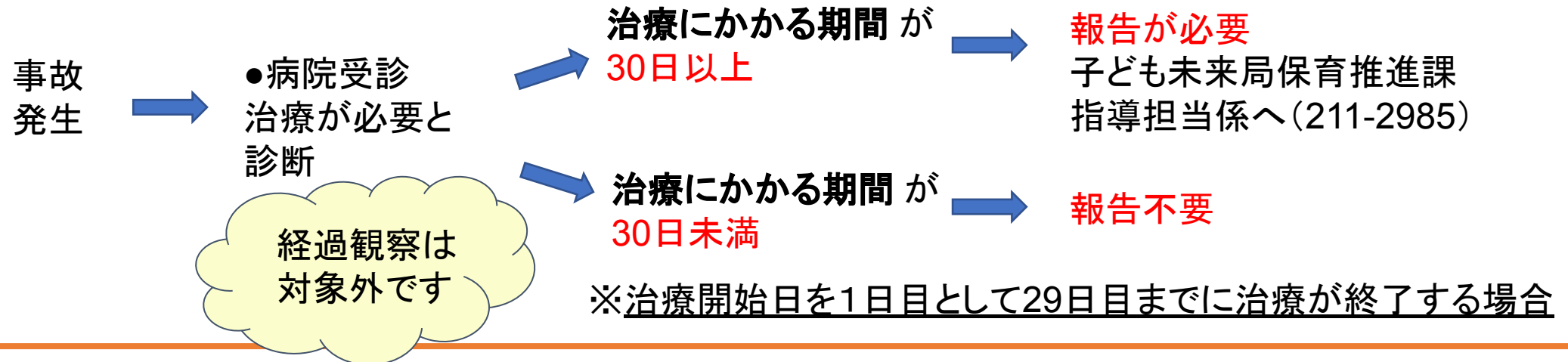
カリキュラム・マネジメント

# 事故報告に関すること

全園共通

(1)事故が発生した場合には、速やかに札幌市へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

**事故報告が必要となる事案** : ①死亡事故  
②意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)  
③治療に30日以上要する事故



(2)事故の状況及び当該事故に際して講じた措置について記録すること。

事故発生時の状況から改善策、受診経過を含む完治までの一連の対応を記録することを推奨しています。

# 事故に関すること

全園共通

- 事故が発生した場合の対応、事故発生防止のための**指針を整備する**こと。

## (1)事故防止のマニュアル

事故防止マニュアル内に重大事故が起こりやすい5項目に関する事故防止の取組を具体的に記載すること。

### 重大事故につながりやすい5項目

※監査でも毎年確認しています

- ①睡眠中
- ②プール・水遊び
- ③誤嚥(食事中)
- ④誤嚥(玩具・小物類)
- ⑤アレルギー児の誤食

重要です！

★職員間でマニュアルの確認、見直しの定期的な実施

★国や市からの通知に基づいたマニュアルの修正、差し替え

# 事故に関すること

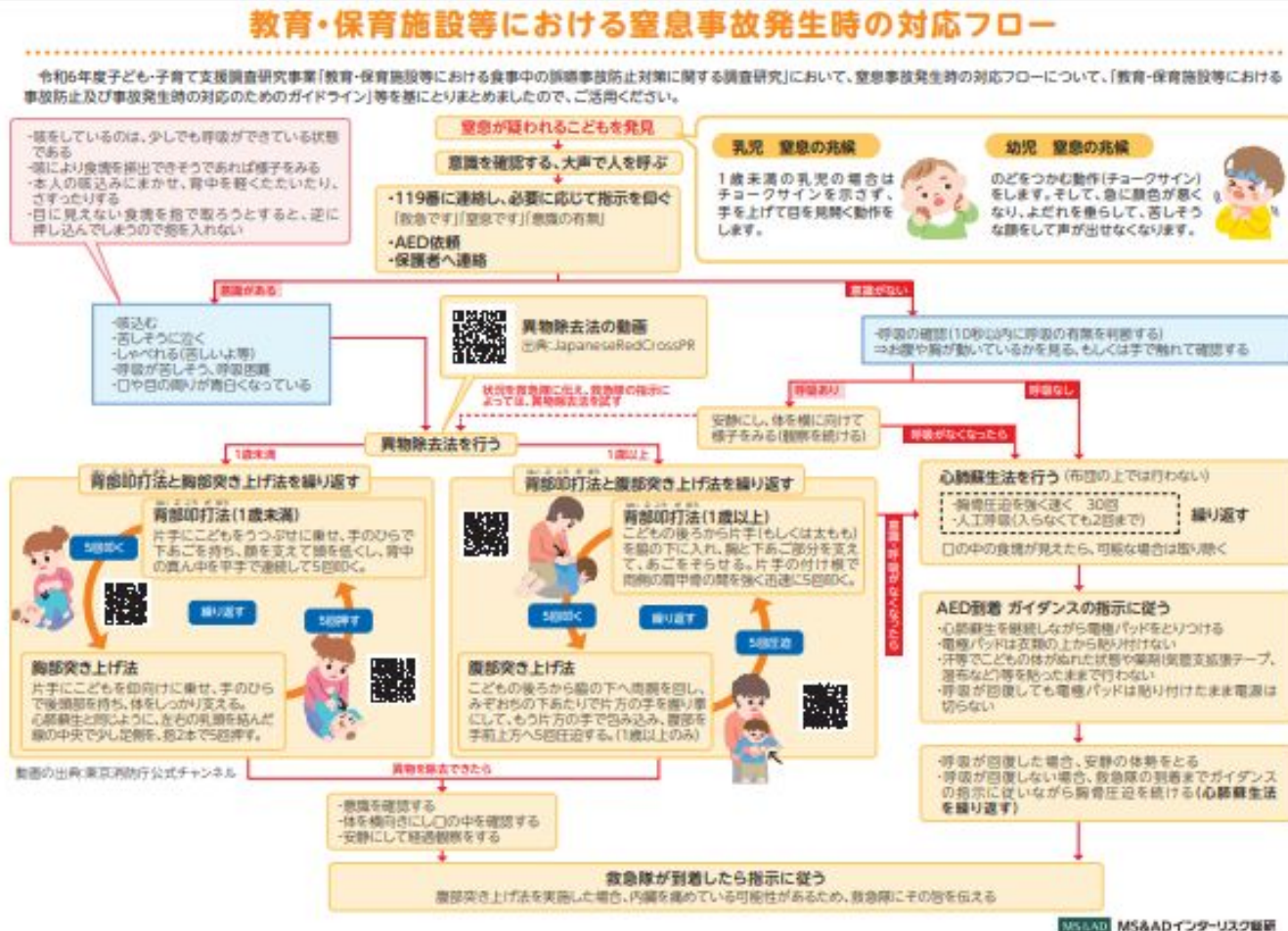
全園共通

## (2)事故発生時のマニュアル

事故発生時の対応の流れや緊急時の対応体制を盛り込むこと。

※国から誤嚥窒息事故発生時の対応フローが示されています。

最新の資料をご確認いただき、必要に応じて各園のマニュアルに盛り込んでください。



### (3)マニュアル内に園児の見落とし等防止の対策と行方不明になった場合の対応について記載すること。

全園共通(幼稚園型認定こども園、幼稚園を除く)

#### 園児の見落としの一例

- ・散歩先の公園で敷地外に出て行ってしまった。
- ・保護者の出入りの際に園外に出てしまった。
- ・保育室で遊んでいるときに一人で部屋を抜け出してしまった。

#### 見落とし防止の対策一例

- ①職員間における子どもの出欠状況の情報共有を徹底する。
- ②登園時や散歩等の園外活動の前後等、活動中の場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について徹底する。

※万が一に備え、園児が行方不明になってしまった場合の対応について各園で確認しておくことが大切です。

園児がいない

最初にする  
ことは？

どこを探そう

職員の連携はどの  
ようにする？

保護者への  
連絡はいつ？

etc

園児の見落とし事故は園外だけとは限りません。

園内外で事故防止の取組や事故発生時の対応を確認、書面化して共有することを推奨しています。

## その他の伝達事項

全園共通

### 施設における虐待の防止及び発生時の対応等について

・令和7年10月～

施設内での虐待と疑われる事案を発見した場合→行政への通報が義務化

施設種別	相談先
保育所、幼保連携型認定こども園、 保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園	札幌市子ども未来局保育推進課 指導担当係 011-211-2985
私立幼稚園、幼稚園型認定こども園	北海道総務部行政局学事課 幼稚園係 011-231-4111

・虐待と疑われる事案を発見した場合は、状況を正確に把握した上で、速やかに  
行政への報告をお願いいたします。

# 施設における虐待の防止及び発生時の対応等について

全園共通

日々の振り返り

報告・連絡・相談の  
体制

意識の共有

職員間の  
関係づくり

グループワーク  
(小グループ、  
年代別等)

・未然防止の取組として、

「各職員や施設単位で、より良い保育に向けた日々の保育実践における振り返りを行うこと」や

「子どもの人権・人格を尊重する意識を共有すること」

が重要となります。下記資料を踏まえ、対応をお願いいたします。

<資料> 【資料5-1】保育所や幼稚園等における虐待防止及び発生時の対応に関するガイドラインと今後の対策について  
(令和7年10月6日札幌市通知)

保育所や幼稚園等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン(こども家庭庁)

「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」～「子どもを尊重する保育」  
のために～(全国保育士会) <https://z-hoikushikai.com/new/new.php?id=32>

## こども誰でも通園制度について

### 実施施設が対象

・「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」(令和7年3月こども家庭庁)の中で全体的な計画、個別指導計画及び記録の必要性について(p39～41)示された。

→令和8年度より、こども誰でも通園制度実施園において、全体的な計画(全体的な計画の一部として位置付けることも可能)、個別指導計画の作成が必要となる。

**【資料5-2】**個別指導計画の作成のポイントや**【資料5-3】**様式(日ごとの個別指導計画及び中長期的な個別計画)を参考に、令和8年度からは各園の実情に合わせて作成をお願いします。

(令和9年度定期指導監査より確認対象)

※日ごとの計画及び中長期的な計画の使用に関して、利用回数や期間等に決まりはなく、初利用から数回は日案を使用し、その後、中長期的な計画に移行するなど、利用の頻度や子どもの様子等から各園で柔軟に検討することをお勧めします。

# 関係法令と資料①

## 全体的な計画、長期指導計画・短期指導計画、3歳未満児の個別指導計画

保育所保育指針第1章

幼保連携型認定こども園教育・保育要領第1章

## 研修計画

保育所保育指針第5章

札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例

## 安全計画

札幌市児童福祉法施工条例143条の3

令和5年2月15日札幌市通知「保育所等における安全計画の作成に関する留意事項等について」

## 保健計画

保育所保育指針第3章

## 学校安全計画

学校保健安全法第5条

## 学校保健計画

学校保健安全法第27条

## 関係法令と資料②

### 事故に関すること

[教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】](#)

[教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】](#)

[教育・保育施設等における窒息事故発生時の対応フロー](#)

### 事故報告に関すること

札幌市子ども・子育て支援法施行条例第33条第2項

### 園医健診に関すること

札幌市児童福祉法施行条例第152条、札幌市私立認可保育所運営要綱第26条

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第7条

### 自己評価に関すること

[保育所における自己評価ガイドライン\(2020年改訂版\)](#)

[保育所における自己評価ガイドラインハンドブック](#)

[文部科学省 幼稚園における学校評価ガイドライン\(平成30年改訂\)](#)

[札幌市幼児教育センター 幼稚園における学校評価～信頼される開かれた学校づくり～P1～P3](#)

[札幌市幼児教育センター 幼稚園における学校評価～信頼される開かれた学校づくり～P4～P6](#)

## 関係法令と資料③

### 施設における虐待の防止及び発生時の対応等について

保育所や幼稚園等における虐待防止及び発生時の対応に関するガイドラインと今後の対策について  
(令和7年10月6日札幌市通知)

[保育所や幼稚園等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン\(こども家庭庁\)](#)

[「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」～「子どもを尊重する保育」のために～\(全国保育士会\)](#)

### こども誰でも通園制度について

[こども誰でも通園制度の実施に関する手引](#)